

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域に、宮城県仙台市、秋田県仙北市、愛知県並びに東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区以外の東京都の全域を追加すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。